

北留萌消防組合職員（社会人経験者）採用資格試験 募集要項

1. 職務内容

消防業務に従事する。

2. 勤務場所及び募集人員

北留萌消防組合構成町村内の各所属に勤務（内定後に決定）	若干名
①消防署 ②苫前支署 ③古丹別支署 ④初山別支署 ⑤遠別支署 ⑥天塩支署 ⑦幌延支署	
※詳細は、北留萌消防組合 HP（消防組合について：参照）	

3. 採用条件

- (1) 一般業務の経験年数が、高校卒業者（短大・専門学校卒含む）は5年以上、大学卒業者は3年以上の者及び救急救命士資格取得者
 - ① 年齢要件は40歳程度
 - ② 健康状態が良好で次の条件を満たしていること
 - ・四肢が正常に機能すること
 - ・矯正視力が0.7以上かつ色彩識別能力が十分であり、聴力が左右正常であること
 - ③ 採用までに勤務地に居住できること
 - ④ 採用までに普通自動車運転免許を取得できること（AT 限定免許を有する場合には、入庁後1年以内に限定解除すること）
 - ⑤ 採用時に大型自動車運転免許を有していない者は、採用後に指定された期間で同免許を取得すること（一部助成制度あり）

4. 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する者

地方公務員法第16条（抜粋）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5. 提出書類等

- (1) 北留萌消防組合職員採用資格試験申込書兼履歴書
 - ① 写真は申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの（写真サイズ：縦3.5cm×横3cm）
- (2) 健康診断書
 - ① 指定の用紙もしくは同等の検査項目を受診した医療機関が発行した診断書（6ヶ月以内）
 - ② 消防職務遂行上、支障があると思われる疾患がある場合は申し出ること

- (3) 卒業証明書（学校教育法の最終学歴）（1通）
- (4) 救急救命士免許証の写し（A4サイズ1通）有資格者のみ
- (5) 郵送による申込書等の資料請求については、返信用封筒（A4判が入るもの）に宛名を記入し、140円切手を貼付したものを同封すること

6. 願書の締切り

随時提出のため定め無し（事前にお問い合わせいただければ、回答できる場合があります）

7. 提出・問合せ先

北留萌消防組合消防本部 総務課

〒078-4105

苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地

TEL 0164-62-1220（代表） FAX 0164-62-5839

8. 試験

日 時：随時（応募状況により、個別に決定いたします）

場 所：北留萌消防組合消防本部（同上）

科 目：論文・面接・体力検査（運動着及び運動靴を別途持参してください）

※保有する資格、経験職種等により受験科目（学科・論文・体力・面接）に違いがありますので、受験票受付後にお示し致します。

※全ての試験が1日で終了します

9. その他

(1) 試験後の流れ

- ① 結果通知は合否に関わらず郵送いたします（試験後1～2ヶ月後を予定）
- ② 合格者は北留萌消防組合採用資格候補者名簿に登録され、内定者には通知並びに電話で別途ご連絡いたします
- ③ 正式採用となった者には、採用通知を送付しますので、記載されている関係書類を期日までに提出してください
- ④ 試験に合格された方で、内定に至らない場合でも資格者としては令和9年3月31日まで資格を有しております（候補者名簿に登録されている方には、期間内にご連絡する場合がありますのでご了承ください）







(2) 採用予定日

- ① 試験実施時期により、個別に決定いたします
- ② 配属前に転居が完了している事

(3) 消防ホームページ：<https://www.kitarumoi.com>



採用に際して受けられる補助制度の一覧について

	奨学金等返済補助制度	就職(移住)支援制度(新規学卒者)	消防独自制度 (救急救命士手当)
苫前町	http://www.town.tomamae.lg.jp/section/kikakushinko/o9flkl000000377q.html 		<p>1 救急救命士手当 北留萌消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年条例第2号)第6条に定める額が支給されます。 ※当組合独自の手当が支給される制度です。 ※詳細については、別途、消防にお問い合わせください。</p>
羽幌町	https://www.town.haboro.lg.jp/izyu-teijyu/shogakkin_henkansien.html 		
初山別村	https://www.vill.shosambetsu.lg.jp/topics/keizai/syougakukinsien.html 		
遠別町	https://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/4096.html 		
天塩町	https://www.teshiotoon.hokkaido.jp/?p=25165 		
幌延町	https://www.town.horonobe.lg.jp/www4/section/sangyo/le009f000001xh8d.html 	https://www.town.horonobe.lg.jp/www4/section/sangyo/le009f000001xh6n.html 